千葉県ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス 導入促進事業補助金『募集要領』

令和7年6月改正

千葉県 環境生活部 温暖化対策推進課

補助金を交付申請される皆様へ

千葉県ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス導入促進事業補助金(以下、「本補助金」といいます。)は、公的資金を財源としていることから、千葉県(以下、「県」といいます。)として 適正な執行を行うとともに、不正行為に対しては厳正に対処いたします。

本補助金の交付申請をされる方、交付申請後補助金を受給される方におかれましては、 以下の点について、十分にご認識された上で、交付申請・受給されますよう、お願いいたし ます。

- 1 本補助金の交付申請者が県に提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に 虚偽の記述があってはなりません。
- 2 県から資料の提出や修正の指示があった場合には速やかに対応してください。適切な 対応をいただけない場合は、交付決定の取消し等を行う場合があります。
- 3 手続きを迅速に進めるため、交付申請書等を提出いただく際は、書類の不足や不備等がないことをご確認いただきますようお願いいたします。また、書類等の作成に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨として下さい。

なお、交付申請書等の作成及び提出に関する費用は、交付申請者の負担とし、提出された交付申請書等は返却しません。

- 4 不正行為が認められた場合は、県からの交付決定及びその他の決定を取り消します。また、既に受領済みの補助金がある場合においては、取消対象となった額に加算金(年10.95%の利率)を加えた額を返還していただきます。
- 5 交付申請にあたってご提供いただく個人情報を含む申請情報は、県において審査に必要な範囲で共有、利用します。個人情報を事前の承認なく県以外の第三者に提供することはありません。

目 次

1	事	業の	概	要	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
2	補	助内	容																															
(1)	補助	対	象者	-	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
(2)	補助	対	象事	業		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
(3)	補助	対	象経	費	及	び	補	助	金	の	額		•	•	•		•	•	•	•	•	•	•				•	•			•	•	3
(4)	補助	事	業の	申	請	•	実	施	に	当	た	つ	て	の	確	認	事	項		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
(5)	事業	ス・	ケジ	ュ	_	ル		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
3	交	付申	請																															
(1)	交付	申	請受	付	期	間		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
(2)	交付	申	請方	法		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
(3)	交付	申	請の	代	行		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
(4)	交付	申	請に	当	た	つ	て	の	留	意	事	項		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
(5)	必要	書	類	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
(6)	審査	• }	選定		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
(7)	交付	決力	定	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
4	補	助対	象	事業	の	実	施																											
(1)	事業	の	開始	ì	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7
(2)	事業	内	容等	の	変	更		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7
(3)	補助	事	業の	状	況	報	告	等		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7
(4)	補助	事	業の	中	止	又	は	廃	止		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7
(5)	補助	事	業の	完	了		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8
(6)	実績	報	告	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8
5	補	助金	のi	請求	•	受	領																											
(1)	補助	金	額の	確	定	`	補	助	金	の	交	付		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8
(2)	交付	決;	定の	取	り	消	L		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	ç
(3)	補助	金	の経	理		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	ç
(4)	補助	事	業に	よ	り	取	得	し	た	財	産	の	管	理		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	9
6	間	合せ	华																															C

1 事業の概要

本県では、地球温暖化対策を推進するため、再生可能エネルギーの活用や省エネルギー の促進などに取り組んでいます。

本補助金は、家庭における脱炭素化を促進するため、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスの取得について、その経費の一部を県が補助を行うものです。

2 補助内容

(1)補助対象者

県内のネット・ゼロ・エネルギー・ハウスを取得する個人であって、以下の要件を全て満たすことを要します。

- ① 県に納付すべき税を滞納していないこと。
- ② 取得したネット・ゼロ・エネルギー・ハウスに居住する(住民票の住所登録を行う) こと。

(2)補助対象事業

補助の対象となる事業(以下、「補助対象事業」といいます。)は、以下の要件を全て満たす事業です。

- ① 県内の中小工務店が施工した県内のZEH又はZEH Oriented (以下、「補助対象 住宅」といいます。) を、居住するために取得すること。
- ② 次のいずれかに該当する事業であること。
 - ア 補助対象住宅を新築する事業
 - イ 補助対象住宅である新築建売住宅を購入する事業
 - ウ 既存住宅をネット・ゼロ・エネルギー・ハウスに改修する事業 (外皮の断熱改修工事を伴うものに限る。)
- ③ ②ア又はウに該当する事業にあっては、令和7年4月1日(火)以降に工事に着手し、令和8年3月13日(金)までに次のアからウが全て完了すること。
 - ②イに該当する事業にあっては、令和7年4月1日(火)~令和8年3月13日(金)の期間内に次のイ及びウが完了すること。
 - ア 補助対象住宅の工事
 - イ 補助対象住宅の引渡し
 - ウ 補助対象住宅の代金の支払い
- ④ 補助対象住宅について、BELS の認証を取得済であること。
- ※ 中小工務店とは、製造業、建設業等を主たる事業として営む会社(表1に記載する資本金等の額又は従業員数のいずれかを満たす者に限る。)及び個人をいいます。

(表1 中小工務店の規模)

資本金の額又は 出資の総額	常時使用する従業員
3 億円以下	300 人以下

- ※ 補助対象事業の契約相手方が中小工務店である必要があります。
- ※ 工事の着手とは、建築本体工事(根切り、遣り方に係る工事等)の着手です。<u>令和7</u> 年3月31日(月)以前に工事に着手している場合は、補助対象外となります。
- ※ BELS とは、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成 27 年法律第 53 号。以下「建築物省エネ法」という。)第 33 条の 2 に基づく建築物省エネルギー性能表示制度をいいます。
- ※ 補助対象となるネット・ゼロ・エネルギー・ハウスの概要は表2のとおりで、それ ぞれ表3の要件を満たす必要があります。

(表2 ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスの概要)

項目	概 要
	ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスのうち、外皮の高断熱化及
ZEH*	び高効率な省エネルギー設備を備え、再生可能エネルギー等によ
	り年間の一次エネルギー消費量が正味ゼロ又はマイナスの住宅
	ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスのうち、ZEHを指向した
Z E H Oriented	先進的な住宅として、外皮の高断熱化及び高効率な省エネルギー
	設備を備えた住宅(都市部狭小地に建設される住宅に限る。)

XZEH+については、ZEHに追加の要件を付したものであり、ZEHの定義に該当します。

(表3 ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスに係る要件)

項目	要件
	次の各号に掲げる全てを満たすものとする。
	(1)外皮平均熱貫流率(U A)が地域区分ごとに定められている
	基準値以下であること。
	(2)冷房期の平均日射熱取得率(ηA)が地域区分ごとに定め
	られている基準値以下であること。
	(3)太陽光発電システム等の再生可能エネルギー発電設備が導
ZEH	入されていること。
	(4)設計一次エネルギー消費量が、再生可能エネルギー等によ
	る一次エネルギー消費量削減量を除き、基準一次エネルギー
	消費量から 20%以上削減されていること。
	(5)設計一次エネルギー消費量が、再生可能エネルギー等によ
	る一次エネルギー消費量削減量を含めて、基準一次エネルギ
	ー消費量から 100%以上削減されていること。
	次の各号に掲げる全てを満たすものとする。
Z E H Oriented	(1) 北側斜線制限の対象となる用途地域であって、敷地面積が
Z E II Offented	85m²未満である土地に建設されること。
	(2)外皮平均熱貫流率(U A)が地域区分ごとに定められている

基準値以下であること。

- (3)冷房期の平均日射熱取得率 (η A)が地域区分ごとに定められている基準値以下であること。
- (4)設計一次エネルギー消費量が、再生可能エネルギー等による一次エネルギー消費量削減量を除き、基準一次エネルギー 消費量から 20%以上削減されていること。
- ※ エネルギー計算は、建築物省エネ法第2条第1項第3号に規定する「建築物エネルギー 消費性能基準」に準拠するものとします。
- ※ 外皮平均熱貫流率 (U_A)、冷房期の平均日射熱取得率 (η A) の基準値は、経済産業省により示される最新の「ZEH の定義 < 戸建住宅>」によります。

(3) 補助対象経費及び補助金の額

補助対象経費は、補助事業を実施するために必要な経費とし、補助金の額は表4のとおりとします。

- ※ 補助対象経費からは、国の補助金額(国の補助金を受ける場合)、消費税及び地方交付 税相当額を除きます。
- ※ 補助金の額は、補助対象経費を補助上限額とします(千円未満の端数がある場合、端数 金額は切り捨てます。)。

(表4 補助金の額)

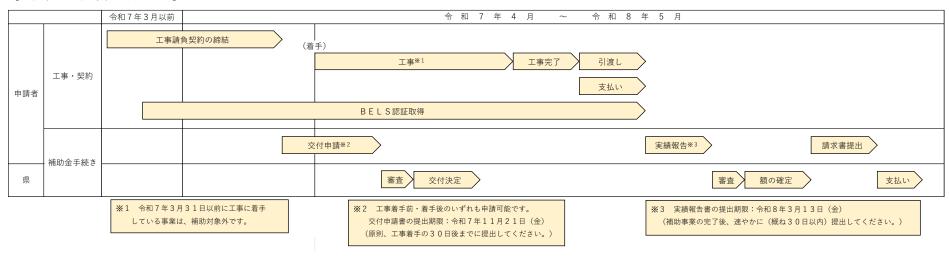
項目	補助金の額
ZEH	一戸当たり 100万円
Z E H Oriented	一戸当たり 50万円

(4)補助事業の申請・実施に当たっての確認事項

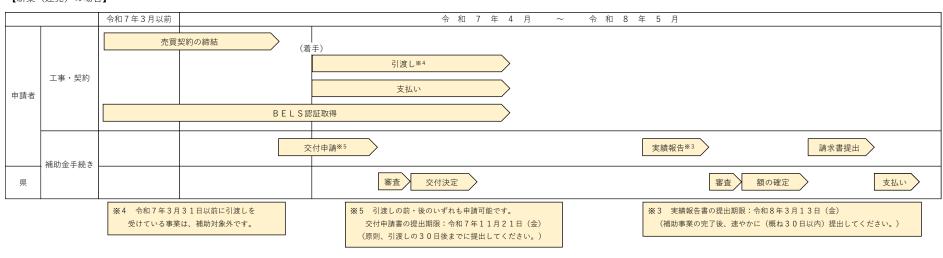
- ① 補助事業により取得した住宅は、原則として財産処分制限期間(6年)中は、県の承認を受けることなく財産処分しないこと。
- ② 補助対象者は、補助事業の経費についての収支簿を備え、他の経理と明確に区分して補助金の使途を明らかにしておくとともに、証拠書類を整備すること。当該経理に係る書類は、補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存すること。

(5) 事業スケジュール

【新築(建売を除く。)・改修の場合】



【新築(建売)の場合】



3 交付申請

(1) 交付申請受付期間

申請額が予算額に達しましたので、申請受付を終了しました。

(2) 交付申請方法

以下のア、イいずれかの方法により交付申請書等を提出してください。

なお、交付申請書及び事業概要書をメールで提出し、契約書の写し等その他の書類は郵送いただくなど、複数の提出方法を併用いただくことも可能です。その場合は、別途提出する書類及び提出方法をそれぞれ分かるように明記してください。

ア 電子メールによる提出 (ペーパーレス化を推進しているため、こちらを推奨)

電子メールにより送信いただく場合は、以下へ提出してください。なお、提出にあたっては、メールの件名を「千葉県ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス導入促進事業補助金」とするとともに、以下の電話番号に連絡し、メール到達確認を行ってください。

※ 添付ファイルは 7MB 以内で送信してください。

7MB を超える場合はお手数をお掛けいたしますが、ファイルを分けて複数回送 信いただくなど御対応くださるようお願いします。

(電子メール送信先)

cn-hojo@pref.chiba.lg.jp

(電話番号)

 $0\ 4\ 3\ -\ 2\ 2\ 3\ -\ 4\ 6\ 4\ 5$

イ 郵送による提出

郵送で提出いただく書類の郵送先は次のとおりです。

(書類郵送先)

〒260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1-1 千葉県 環境生活部 温暖化対策推進課 あて

【重要】郵送は信書を送付することができる方法(郵便、レターパック等)に限ります。 そのため、信書を送ることができない宅配便、ゆうパック、ゆうメール、ゆう パケット、クリックポスト等では受付できない場合があります。

(3) 交付申請の代行

本補助金の交付申請は、申請者本人によるものとし、行政書士等の有資格者以外の者による代理申請はできません。

(4) 交付申請に当たっての留意事項

県から修正、再提出のほか、書類の追加提出を依頼する場合があります。この場合、速やかに御対応ください。御対応いただけない場合は交付決定をすることが出来ない場合があります。事業概要書には、必ず連絡が取れるメールアドレス等を記載してください。

(5)必要書類

交付申請に必要な書類は以下のとおりです。郵送で提出する書類については、以下の順 にそろえて提出してください。

なお、以下の他にも必要に応じて、別途書類を提出いただく場合があります。

- ※提出いただく書類について、原本を提出いただく必要はありません(データ又は写しにより提出してください)。
 - ① 補助金交付申請書 <第1号様式>
 - ② 事業概要書 <第1号様式 別紙>
 - ③ 誓約書 <第2号様式>
 - ④ 個人県民税(住民税)について滞納額がないことを証する納税証明書
 - ※3か月以内に発行されたものに限る。
 - ※市区町村での発行になります(県税事務所では発行しません。)。
 - ※課税がない等の理由により滞納額がないことを証する納税証明書が交付されない場合はその旨を記した書面(任意様式)が必要。
 - ⑤ 建設工事請負契約書(変更契約書含む。)又は売買契約書等の写し
 - ⑥ 付近見取り図(住宅地図などを活用して作成し、建設地を赤枠等で囲っているもの)
 - ⑦ 補助対象住宅の施工事業者が県内の中小工務店であることが確認できる書類(法人 登記事項証明書等)の写し
 - ※3か月以内に発行されたものに限る。
 - ⑧ 委任状 (行政書士等が代理申請する場合)
 - ⑨ その他知事が必要と認める書類

(6) 審査・選定

審査は、交付申請書類について書面審査を行い、予算の範囲内で交付決定の可否を判断 します。

(7) 交付決定

予算の範囲内で、補助金の交付決定をした補助対象者(以下、「交付決定を受けた者」といいます。)に、交付決定通知書を送付します。

また、交付決定に当たっては、申請内容の修正や条件等を付す場合があります。

なお、不交付の場合は、不交付決定通知書を送付します。

4 補助対象事業の実施

(1) 事業の開始

補助対象者は、補助対象住宅の施工を中小工務店に発注するとともに、当該住宅に係る BELS の認証を取得してください。

- ※ 交付申請前においても、事業を開始することができます。
- ※ 新築(建売を除く。)・改修の場合においては、令和7年3月31日以前に工事に着手している事業は補助対象外です。
- ※ 新築(建売)の場合においては、令和7年3月31日以前に引渡しを受けている事業は 補助対象外です。

(2) 事業内容等の変更

交付決定を受けた者は、事業の実施中に交付申請の内容等に係る変更(事業内容、事業 費等)が発生する見込みとなった場合には、独自に判断せず直ちに県に報告のうえ、県の 指示に従ってください。また、県から追加で書類等の提出依頼があった場合は速やかに提 出してください。

事前に県への相談を行わなかった場合や指示に従わなかった場合等は、補助事業全体の 交付決定を取り消すことがあります。

なお、変更により交付要綱等に規定する要件を満たさなくなった場合も補助対象外となります。

【提出物】

- ・補助事業変更・中止・廃止承認申請書 <第3号様式>
- ・補助事業変更計画書 <第3号様式 別紙> など

(3)補助事業の状況報告等

県は、必要に応じて、補助対象事業の進捗状況について報告を求める場合があります。 この場合、「補助事業遂行状況報告書」(第5号様式)を提出していただきます。

また、下記(5)の実績報告提出期限までに事業が完了することができないと見込まれるときは、速やかに「補助事業遅延等報告書」(第4号様式)を提出してください。ただし、発注遅れや多忙による対象事業の遅れ等については、延長の対象とすることはできませんのでご注意ください。

【提出物】

- ·補助事業遂行状況報告書 <第5号様式>
- ・補助事業遅延等報告書 <第4号様式> など

(4)補助事業の中止又は廃止

交付決定を受けた者は、補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、速やかに県へ報告の上、県の指示に従い「補助事業変更・中止・廃止承認申請書」(第3号様式)を提出し、承認を得てください。

【提出物】

・補助事業変更・中止・廃止承認申請書 <第3号様式> など

(5)補助事業の完了

新築(建売を除く。)・改修の場合においては、次のアからウの全ての完了をもって、 新築(建売)の場合においては、次のイ及びウの完了をもって、補助事業の完了となります。

- ア 補助対象住宅の工事
- イ 補助対象住宅の引渡し
- ウ 補助対象住宅の代金の支払い

(6) 実績報告

交付決定を受けた者は、補助事業が完了したときは、速やかに次の書類を提出期限まで に提出してください。

【提出時期】補助事業の完了後、速やかに(概ね30日以内)提出してください。

【最終提出期限】令和8年3月13日(金)[必着・厳守]

【提出物】

※実績報告書に不備等がある場合、支払いが遅くなることがあります。

- ① 実績報告書 <第6号様式>
- ② 事業実績書 <第6号様式 別紙>
- ③ 住民票(申請者が補助対象住宅に居住していることが確認できるもの) ※3か月以内に発行されたものに限る。
- ④ 補助対象住宅の完成写真(外観、各階の内観が確認できるもの)
- ⑤ 補助対象住宅の検査済証の写し(建物の完成検査)
- ⑥ 補助対象住宅の省エネ性能表示の写し(建築物省エネ法第 33 条の 2 に基づく表示 (BELSで第三者認証を受けているものに限る。) によるもので、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスであることを示すもの)
- ⑦ 補助対象住宅の引渡日を証する書類 ※工事の完了が引渡日より後の場合は、当該完了日を証する書類も提出してください。
- ⑧ 支出証拠書類(補助対象住宅の施工事業者への支払いが確認できるもの)※領収書、振込明細書等、補助事業に係る支払い手続きが完了していることを示す書類を提出して

ください。

5 補助金の請求・受領

(1)補助金額の確定、補助金の交付

実績報告の提出後、実績内容を審査し、「補助金額の確定通知」を送付します。交付決定を受けた者は、当該通知の受領後、次の書類を県に提出してください。

【提出物】

- ·補助金交付請求書 <第7号様式>
- ・補助金振込先の通帳の写し
 - ※通帳がある場合は、補助金振込先の口座名義人(フリガナ)、金融機関名、店名、 預金の種類及び口座番号が記載されている部分の写しを提出してください。
 - ※ネットバンキング等で通帳が無い場合は、ネットバンキングの入力画面(口座名義人『カタカナ又はローマ字』、金融機関名、店名、預金の種類及び口座番号が記載された画面)のコピーを提出してください。

(2) 交付決定の取消し

次の場合、補助金の交付決定を取り消す場合があります。この場合で、既に補助金が 交付されているときは、交付した補助金の全部又は一部を返還していただきます。

- ① 補助対象者が、不正の手段により補助金の交付を受けたとき
- ② 補助対象者が、補助金を他の用途に使用したとき
- ③ その他、交付要綱の規定に違反する行為があったとき

(3)補助金の経理

補助金受領者は、補助対象事業に関する収支簿を備え、他の経理と明確に区分して補助 事業の収入額と支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしてください。

当該収支簿と補助事業に関する書類については、補助事業が完了した日の属する会計 年度の終了後5年間保存しなければなりません。

(4)補助事業により取得した財産の管理

補助金受領者は、本補助金で取得、又は効用の増加した財産等(取得財産等)を当該資産の処分制限期間(6年間)内に処分(補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう。)しようとするときは、事前に処分内容等について 県の承認を受けなければなりません。また、知事の承認を受けて処分した場合は、補助金の全部又は一部に相当する金額を返還していただくことがあります。

また、補助金交付に係る書類は、当該資産の処分制限期間(6年間)保存しなければなりません。

なお、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。

【県への提出物】

・取得財産等の処分承認申請書 <第8号様式>

6 問合せ先

千葉県環境生活部温暖化対策推進課 企画調整班

〒260-8667 千葉市中央区市場町1番1号 本庁舎3階

TEL: 0 4 3 - 2 2 3 - 4 6 4 5

Mail: cn-hojo@pref.chiba.lg.jp